

審査制度の改革を！

憲法・人権軽視には×印を！

2月8日は総選挙の投票日です。投票所では小選挙区、比例区の投票用紙とともに3枚目の紙—「最高裁裁判官の国民審査」の投票用紙が渡されます。華々しい選挙戦に隠れて、ともすればこの投票を忘がちではないでしょうか。

最高裁判所は司法の最高機関であり、その判断次第で私たちの生命や財産、権利にも大きく影響します。最高裁裁判官国民審査は、主権者である私たちが裁判官の判断をチェックする重要な機会です。とはいえ、裁判官の経歴、判決内容、憲法や人権に対する考え方などはほとんど知られていないので、多くの人が何も書かずに投票するというのが実情です。何も書かなければ棄権と思う方も大勢います。しかしこの投票制度は、「無印は信任」、「〇や△は無効」となります。

私たちは、このきわめて非民主的な審査方法をただすため、審査対象裁判官の十分な情報提供や、〇×方式への改善を求めていますが改善されていません。投票のやり方や、ルールの説明すら不十分です。

いまの制度では、×をつけることが私たちにできる権利行使です。審査対象裁判官の過去の実績や経歴を検討するとともに、制度自体に対する批判としても「×」を増大させましょう。意見が違うのでやめさせたい裁判官、憲法と人権を守らない裁判官、民主的な改革に逆行する裁判官には×印をつけましょう。

●国民審査を受ける最高裁判所裁判官

たかす じゅんいち
高須 順一
66歳
2025年3月就任



【経歴】法政大学法学部卒業、88年弁護士登録、04年法政大学大学院教授、09年法務省法制審議会幹事、16年公財)日弁連法務研究財団常務理事、18年東京弁護士会法制委員会委員長、19年日弁連司法制度調査会委員長、20年最高裁民事規則制定諮問委員会委員、24年公財)大学基準協会評議委員会委員

【関与した裁判】25年6月医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件—棄却、25年9月選挙無効請求事件—棄却、建物明渡等請求本訴、損害賠償請求反訴事件—棄却

おきの まさみ
沖野 真巳
62歳
2025年7月就任



【経歴】86年司法試験合格、87年東京大学法学部卒業、96年バージニア大学ロースクール終了、02年法務省民事局法務専門官、07年一橋大学大学院法学研究科教授、10年東京大学大学院法学政治学研究科教授、25年東京大学大学院法学政治学研究科長

【関与した裁判】25年業務上横領被告事件—棄却、25年窃盗、建造物侵入被告事件—棄却

最高裁では、近年、私たちが注目する以下のような判決が出されています。

- 福島原発事故被害者の国家公務員宿舎明け渡しをめぐり、被災女性の上告を棄却（2026年1月）
- 辺野古基地建設の国による代執行差止めの上告を退け沖縄県側を敗訴とする（2024年2月）
- 一票の格差による選挙無効請求に対して上告棄却（2023年10月）
- 憲法53条に基づく臨時国会の開催がされなかつたことに対する国賠請求を認めず（2023年9月）
- 同性婚違憲訴訟の最高裁判決が2026年内に

何も書かないと信任、
〇や△は無効です



わからないときは
投票用紙を返しましょう！

■最高裁のホームページ「最高裁の裁判官」も
参照してください

<https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saibankan/index.html>



フォーラム平和・人権・環境

連絡先 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F TEL03-5289-8222 FAX03-5289-8223
<http://www.peace-formu.com/> E-Mail : office@peace-forum.top

